

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成22年9月分

| 件名又は品目 | 契約年月日 | 契約金額 | 契約方式 | 予定価格 | 落札率(%) | 随意契約理由条項 | 相手方住所氏名 | 備考 |
|---|----------|------------|------|------------|---------|----------------|--|----|
| | | 円 | | 円 | | | | |
| 香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約 | H22.9.1 | 2,066,350 | 随意 | 2,066,350 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 香川県丸亀市飯山町東坂元179-27 ホワイトサービス有限会社 | |
| 阪神法律事務所建築設備等工事 | H22.9.7 | 4,042,500 | 随意 | 4,072,740 | 99.20% | 会計規程第18条第1項第1号 | 大阪市中央区釣鐘町2-4-7 西松建設株式会社関西支店 | |
| 仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約 | H22.9.1 | 2,298,000 | 随意 | 2,298,000 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 東京都港区元赤坂1-5-5 エイブル保証株式会社 | |
| 仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約 | H22.9.1 | 2,211,900 | 随意 | 2,211,900 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-25-5 株式会社大京リアルド | |
| 静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約 | H22.9.25 | 2,454,000 | 随意 | 2,454,000 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 個人により非公表 | |
| 静岡法律事務所賃貸借契約(移転) | H22.9.27 | 18,237,954 | 随意 | 18,237,954 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 東京都千代田区霞が関1-4-1 日本土地建物株式会社 | |
| 平成22年事業年度監査契約 | H22.9.16 | 29,925,000 | 随意 | 29,925,000 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 東京都新宿区津久町1-2 有限責任あずさ監査法人 | |
| 仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約 | H22.9.30 | 2,342,475 | 随意 | 2,342,475 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 宮城県仙台市若林区六丁の目北町7-23 有限会社法華商事 | |
| 京都法律事務所賃貸借契約(借り増し) | H22.9.30 | 2,049,834 | 随意 | 2,049,834 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 大阪市北区中之島3-2-4 株式会社朝日ビルディング | |
| 日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約 | H22.9.10 | 27,140,962 | 随意 | 27,140,962 | 100.00% | 会計規程第18条第1項第1号 | 東京都港区赤坂1-11-44赤坂イン ターシティ アクセンチュア株式会社 | |
| 合 計 | | 92,768,975 | / | / | / | / | / | / |

○会計規定

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの